

一般社団法人日本スクエアダンス協会  
北海道統括支部 講師謝金、スタッフ日当等基準

改訂 平成30年 4月22日

1. 支部主催の研修会、講習会における講師謝礼・日当等は以下の区分による。
2. 講師謝礼には源泉所得税(10.21%)を含む。平成25年5月18日 源泉徴収税率変更。

		区 分		金 額	備 考	
支部主催の研修会・講習会・パーティー	支部外講師	謝礼	1日	11,137	道外から招聘する講師に適用	
			1泊2日	22,274	謝金対象になる	
			2泊3日	33,411		
	*支部ジャンボリーゲストコーラーもこの基準による。					
	支部講師	謝礼	1日	5,000	研修会、講習会の指導を担当する方にて適用	
			1泊2日	10,000	支部スタッフ日当を適用し、謝金対象にならない	
			2泊3日	15,000		
	スタッフ	補助スタッフ日当	1日	3,000	研修会・講習会の補助スタッフ	
			半日	1,500	午前、午後、夜間の3時間以内の研修等	
		RDパートナー日当	1日	1,000	RD初心者講習会におけるRDパートナー	
半日			500	午前、午後、夜間の3時間以内の研修等		
デモダンサー日当		1日	1,000	SD研修会等でのデモダンサー		
		半日	500	午前、午後、夜間の3時間以内の研修等		
役員	派遣日当	1日	3,000	補助スタッフ日当を適用する		
		半日	1,500			
共通項目	諸費用等	前、後泊手当	3,000	旅費規程第11条による		
		交通費	実費	旅費規程第9条、第10条による		
		宿泊費	実費	旅費規程第9条、第10条による		
		旅費手当	1,000	1回の移動につき100Km以上又は2時間以上の移動(拘束時間)に対して支給		
		昼食代	0	謝礼、日当に含まれる		

\* 対象行事は原則として支部主催の行事、全道規模の研修会、講習会とする。

\* 支給の対象行事、適用範囲等は事前に支部役員会の承認を得ること。

\* 幹事会、支部役員会、各委員会の交通費については旅費規程による。

制定 平成22年 7月 4日

平成22年4月1日より適用

改訂 平成30年 4月22日

平成29年4月1日より適用